

○令和5年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金（下期分）Q & A 【医療機関等】

更新日：令和6年1月30日

区分	No.	問	回 答	参考
対象事業所	1	老健施設等の福祉施設内の診療所は対象になるか。	当該診療所が保険医療機関として厚生局の指定を受けている場合は対象となります。	要綱第3条第3項 別表1
対象事業所	2	なぜ、歯科技工所や補装具製作所が支援の対象となったのか。	歯科技工所や補装具製作所の収入は、価格転嫁が困難な公定価格そのものではないものの、医療機関から委託等を受けて歯科補てつ物等の作成をする生業であることから、医療機関の診療報酬の影響を受け、独自に価格転嫁をすることが難しい業態であるため、令和5年度より対象としたところです。	
補助制度	3	食材料費の支援単価の考え方は。	令和5年11月6日付けの厚労省事務連絡に示されている計算式によっております。 【病床数 × 6,400円（6か月分の1床あたり高騰分/国基準より）】	
宣誓・同意	4	医療機関等のうち病院、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、薬局のみが求められる「新興感染症」に関する宣誓・同意（宣誓・同意事項11）は、物価高騰とは直接関係のない事であり、不適切ではないか。	当該支援金の財源には、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」も活用されることから、新興感染症への対応について宣誓・同意事項とさせていただいたところです。 国及び県では、今後、新型コロナウイルス感染症と同様の感染症が発生した際に向けて、改正感染症法に基づく医療措置協定の締結などをお願いしているところですので、ご理解いただけますようお願いいたします。 なお、新興感染症の特性などが、協定の前提とは大きく異なる場合は、協定の見直しなど、実際の状況に応じて対応する予定です。	
宣誓・同意	5	医療機関等のうち病院、有床診療所、無床診療所（医科）、薬局のみが求められる「医療措置協定」は、まだ締結していないが、宣誓・同意していいのか。	現在、医療措置協定の担当課（感染症対策課）で締結の手続きを行っておりますが、当該協定の締結は随時担当課のほうで実施しており、現時点で締結がまだの場合においても、今回宣誓・同意いただければ、物価高騰の補助要件に合致すると整理させていただいております。 今後、個別に担当課ないし保健所、郡市医師会より締結の連絡等があるかもしれませんが、その際は当該案内に基づき締結に必要な手続きを行っていただければと存じます。	
申請方法等	6	省エネ対策の取組に応じた補助率（2/3、1/2、1/3）は、どのように判断するのか。	補助率については、省エネ対策の「エネルギー削減効果（CO2削減効果含む）」及び「導入費用」を踏まえて、各取組の評価を点数化し、積極的に取り組む事業者へ手厚く支援することとしております。 例えばCO2削減効果がとても高く、導入費用がかかる太陽光設備を設置しているところは、補助率を3分の2にすることとしております。（確認できている限りで太陽光設置済みは7病院、2有床医療機関）	

申請方法等	7	令和5年度上期支援金までは補助率1/2で一律であったにもかかわらず、今回から補助率1/3が適用されてしまう病院等があるのは、不合理ではないか。	<p>令和5年度の支援金は、各病院等が実際に支払った水道光熱費（R3年度）を基準として交付しており、脱炭素化や省エネ対策のため、太陽光設備の導入など積極的に設備投資を行ってきた病院等の場合、エネルギー消費量が大幅に削減したため、電気代高騰に伴う負担増は少額となり、その結果、県の支援額も少額で済んだと推定されます。</p> <p>一方、何ら対策を実施していない病院の場合、電気代高騰に伴う費用負担は多額となり、その結果、県の支援額も多額になったと考えられます。</p> <p>これらを踏まえると、適用する補助率については、積極的に取り組む病院等を優遇(2/3)し、消極的な病院等は低く(1/3)することは合理性を欠くものではないと考えます。</p> <p>なお、本事業は、脱炭素化や省エネ対策への取組を促進する目的もあるため、今回対象とする取組の範囲は、過去の実績に限らず、今後（R6年度）計画している取組を含むこととしており、病院等には、これを契機として省エネ対策に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。</p>	
申請方法等	8	省エネ・再エネの取組はいつからいつまでに実施したものが対象なのか。	省エネ・再エネの取組は、主に病棟に使用するエネルギーに対する取り組みとし、その取り組みは、今現在実施されているもののほか、令和6年度末までに開始されるもの、開始にむけて着手するものも含まれます。（着手とは、工事を開始する、業者と契約するといったものを指します）	
申請方法等	9	再生可能エネルギー設備で対象となるものはどのようなものか。	<p>主として、病棟で使用するエネルギーを発電する設備である必要があります。（街路灯のためだけのソーラーパネル等は対象外です。）</p> <p>また、その設備は自らの経費で整備するほか、自院以外の事業者が自院の敷地内に設置し、発電される電力を、全量、自院が購入する場合も含まれます。</p>	
資格要件確認書類	10	施術所の保険適用の施術を行う施設であることが確認できる書類とは具体的にどこにか。	<p>令和4年度以降に医療保険(療養費)の対象となる施術を行っていることが確認できる書類の写しとなりますので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「療養費支給申請書」の写しをお願いします。なお、必ず個人情報は消して提出ください。（事例1件で可）</li> </ul>	申請マニュアル
資格要件確認書類	11	助産所の令和4年度以降の実績を確認できる書類とは具体的にどこにか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金からの出産育児一時金等の支払明細書（出産年月日以外の個人情報は必ず消してください。）</li> <li>・市町村委託母子保健事業等の市町村との契約書写し</li> <li>・県助産師会との契約の基づく出張相談等の契約書写し</li> <li>・発行した領収書やケース記録の写し（個人情報は必ず消してください。） 等（事例1件で可）</li> </ul>	申請マニュアル
資格要件確認書類	12	歯科技工所の令和4年度以降の実績を確認できる書類とは具体的にどこにか。	<p>令和4年度以降に歯科技工物の作成または加工等の実績が確認できる書類の写しとなりますので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品した歯科技工物などの受領書、指示書、納品書 等</li> </ul> <p>なお、必ず個人情報は消して提出ください。（事例1件で可）</p>	申請マニュアル

補助額	13	補装具製作所（補装具販売事業者を含む）の支援金申請額算定方法について	<p>補装具製作所（補装具販売事業者を含む）においては、身体障害者等への補装具販売のほか、一般商品販売（例：メガネ・コンタクトレンズ・補聴器等）が想定されるため、支援対象は、補装具の製作・販売・装着・調整を行うスペースの合計面積とし、他サービス同様面積按分にて支援金申請額を算定します。</p> <p>○補装具の製作・販売・装着・調整を行うスペースの例</p> <p>補装具を製作するスペース、受付や補装具の受け渡しを行うスペース、売り場のうち補装具が陳列されているスペース、補装具の装着や調整を行うスペース 等</p>	
-----	----	------------------------------------	--	--